

令和2年第10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和2年8月11日（火） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝
山口 貴範

欠席委員

酒井 勉

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 臼井 正典
塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則
栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫
堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男
村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	宮川眞由美	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	木下 勇氣
主任主事	片岡 美晴	主事	多田 智哉
主事	井上 靖之		

議 案

- 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第45号 別段の面積（下限面積）の設定について
- 議案第46号 岐阜市農業委員会機構・事務検討小委員会設置並びに運営要綱の廃止について
- 報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第30号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議 長

それでは、令和2年第10回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

それでは、議席番号6番松野芳正委員、議席番号7番野々村貢委員の両名様、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も御意見や御質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転8件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

それでは、議案第42号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営を開始する使用借人へ畑を貸し出すものです。

2番、鷺山地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3番、北長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

4番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

5番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

6番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

7番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

8番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

4ページをお願いします。

9番、柳津地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を廃止する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第42号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等につきまして、担当地区の農業委員会委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、2ページ1番については、事務局から説明をお願いします。

則竹主査

今回の申請は、農業経営を縮小する貸人が、農業経営を開始する借人に農地を貸借するものです。

8月5日に農業委員会委員に同行し現地調査を行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、2ページ2番、鷲山地区については、河田均委員、お願いいたします。

河田委員

今回の申請は、土地を取得して農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものであります。

8月4日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、隣接地をあわせブルーベリーを栽培される予定です。

地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ3番、北長森地区の申請については、林明委員、お願いいたします。

林 委 員

3番は、農業経営を縮小する渡人が、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

去る7月2日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培する予定です。

受人の営農状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ4番、3ページ5番、黒野地区及び方県地区については、野々村貢委員、お願いいたします。

野々村委員

申請の詳細は事務局から説明があったため省略します。4番の申請ですが7月14日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培されます。

受人は所有する他の農地も適正に管理されて、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、5番の申請でございますが、7月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培する予定です。

受人は所有する他の農地も適正に管理しておられ、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ6番、芥見地区の申請は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

7月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と申請代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は所有する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ7番、合渡地区については、村木多藏委員、お願いします。

村木委員

合渡の今回の申請は、農業経営を廃止する渡人から、農業経営を拡大する受人へ農地を売買するものです。

申請地では、野菜を栽培する予定です。

地元の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないものと考えておりますのでよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ8番、三輪山県地区については、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

今回の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

8月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では、果樹を植えて栽培する予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ9番、柳津地区については、相下信孝委員、お願いします。

相下委員

9番の申請は、農業経営を廃止する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

7月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。議案第42号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。
議案第42号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第43号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、4件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第43号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。6ページの総括表を御覧ください。

今回は4件、16,089平方メートルです。

7ページをお願いいたします。

1番、黒野地区の申請は、駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため許可し得るものです。

2番、三輪地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため許可し得るものです。

7ページから9ページをお願いいたします。

3番、三輪地区の申請は、畑地転換のため一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、畑地転換のため一時転用であるため例外的に許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、42ページに位置図を付けてあります。

42ページの周辺図を御覧ください。転用される場所は、山県北野字阿原沖地内の、ファミリーパークから西へ約900メートルのところに位置している農地です。

9ページにお戻りください。

4番、網代地区の申請は、農業用施設に転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、農業用施設であるため例外的に許可し得るものです。

この申請も、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、43ページに位置図を付けてございます。

43ページの周辺図を御覧ください。転用される場所は、雛倉3丁目地内の、ケアハウスさくら苑から北へ約300メートルのところに位置している農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第43号について事務局から説明を受けました。三輪山県地区、網代地区の申請につきましては、現地調査を行いました。

それでは、7ページから9ページ3番、三輪山県地区の申請は、山口貴範委員、説明をお願いします。

山口委員

今回の申請は、段差がある田畑を均一の高さの畑に転換するための一時転用です。

8月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者代理人とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際、施工にあたり水路等への影響が無いよう配慮することを確認しました。

また、雑草等で苦情の無いよう依頼しました。

特に許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9ページ4番、網代地区の申請は、松野芳正委員、
お願いします。

松野委員

今回の申請は、地区内で畜産業を行う申請人が、堆肥舎建築の
ため、農地を転用するものです。

7月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者
とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際に、近隣への影響が無いよう配慮することを確認い
たしました。

許可については問題ないものと考えております。

よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

議案第43号について何か御意見等ございましたら御発言願いま
す。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。

議案第43号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第44号農地法第5条第1項の規定による農地
転用許可申請の審議について、所有権の移転4件、賃貸借1件、
使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第44号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所
有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

11ページの総括表を御覧ください。

今回は、6件、5,300.09平方メートルです。

12ページをお願いします。

1番、常磐地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住

宅に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、方県地区の申請は、所有権の移転により、農業用施設に転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地して利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、農業用施設であるため例外的に許可し得るものです。

4番、岩地区の申請は、所有権の移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公益的施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、44ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

44ページの周辺図を御覧ください。転用される場所は、岩田東1丁目地内の、岩小学校から北西へ約700メートルのところに位置している農地です。

13ページにお戻りください。

5番、三輪地区の申請は、賃借権の設定により、仮設駐車場及び仮資材置場に一時転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地して利用すべき土地として定められた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、転用目的が公共工事に伴う仮設駐車場への一時転用であり、期間が11か月であることから、許可し得るものです。

この申請も、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、45ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

45ページの周辺図を御覧ください。転用される場所は、北野西地内の、三輪南小学校から東へ約800メートルのところに位置している農地です。

13ページにお戻りください。

6番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、一般個人住宅に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められ、転用面積が事業全体面積の3分の1を超えていないことから、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第44号について説明を受けました。

岩地区、三輪春近地区の申請につきましては、現地調査を行いました。それでは、12ページ4番、岩地区の申請は、清水健吉委員、説明をお願いします。

清水委員

今回の申請は、太陽光発電施設を設置するものです。

7月29日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者代理人とともに、現地立会いを行いました。立会いの際に、施工にあたり近隣農地や水路への影響が無いよう配慮することを確認しました。

また、転用後も、雑草等で苦情の無いよう処置を依頼しました。特に許可は問題ないものと考えております。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、13ページ5番三輪春近地区の申請は福田正義委員、お願いします。

福田委員

今回の申請は公共工事に伴う仮設駐車場及び仮の資材置場にするための一時転用にするものでございます。

8月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際、施工にあたり水路や周辺農地への影響が無いよう配慮することを確認しました。

また、雑草等で既存施設に苦情の無いよう依頼しました。

特に許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。議案第44号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、採決に入ります。議案第44号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第45号別段の面積（下限面積）の設定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第45号別段の面積（下限面積）の設定について説明いたします。

現在、本市は、農地法施行規則第17条第1項の規定に基づき、別段の面積基準を40アールと定めておりますが、農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は毎年、別段の面積の修正の必要性を審議すること」とされています。

農地法施行規則では、設定する面積未満で農地を耕作する者の数が、「おおむね100分の40を下まわらないように算定されるものであること」とされております。

本市の農地台帳の集計結果によりますと、8月1日現在、農家要件を満たす10アール以上の耕作面積を有する農家は5,548世帯です。

その内、40アール未満を耕作する農家は、3,421世帯であり、割合は約61.7パーセントで規則に定める基準に適合します。

また、同規則第17条第2項では、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在する」場合は、新規就農を促進するために適当と認められる面積とされておりますが、昨年度の農地利用状況調査の結果、3月31日現在、遊休農地面積は、24.7ヘクタールに対し管内の農地面積は、3,975ヘクタールで、その割合は、約0.6パーセントに留まっております。

このことから、現在設定している別段の面積40アールは変更の必要が無いと判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第45号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

野々村委員

管内の農地で40アール未満の農地を耕作している、とあるんですが、これは利用権設定をしている数字はどのようにカウントされていますか。

議 長

事務局、お願いします。

則竹主査

経営面積で判断しますので、借りている方は、自己所有農地と借りている農地で判断しております。

野々村委員

所有ではなく、耕作ということですか。

この頃、利用権設定でどんどん中間管理の方に出ていくので私の担当しているところでもかなりの数字があるので、いつまでもこの数字かなと疑問に思いました。ありがとうございました。

議 長

他に何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。議案第45号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第46号岐阜市農業委員会機構・事務検討小委員会設置並びに運営要綱の廃止について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

宮川副主幹

それでは、議案第46号について、説明いたします。

17ページをお願いします。

第2条所管事務に記載の業務は、農業委員会役員会にて検討することが可能であり、小委員会として検討する事案が無いため、本要綱を廃止するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第46号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようですので、採決に入ります。議案第46号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

賛成多数のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、報告第27号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第27号について説明いたします。

第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。19ページを御覧ください。

今回の各地区別の届出は、27件、44,567.91平方メートルです。以上でございます。

議 長

続きまして、報告第28号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第28号について説明いたします。

21ページを御覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括

表となります。届出の合計は、11件、3,112.95平方メートルです。
明細は、22ページから24ページです。
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第29号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第29号について説明いたします。
26ページを御覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、45件、23,707.95平方メートルです。
明細は、27ページから39ページです。

以上、報告第27号から第29号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和2年7月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議 長

続きまして、報告第30号農地所有適格法人要件確認報告書について、事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、報告第30号について説明いたします。
41ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に農地所有適格法人報告書、定款の写し等を提出しなければならないと規定されております。

岐阜市に令和2年7月末までに提出された4つの法人の報告書について確認したところ、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 40 分閉会を宣す。